# 地球温暖化対策の推進に関する法律施行令 （平成十一年政令第百四十三号）

## 第一章　総則

#### 第一条（温室効果ガスたるハイドロフルオロカーボン）

地球温暖化対策の推進に関する法律（以下「法」という。）第二条第三項第四号の政令で定めるハイドロフルオロカーボンは、次に掲げるとおりとする。

###### 一

トリフルオロメタン（別名ＨＦＣ―二三）

###### 二

ジフルオロメタン（別名ＨＦＣ―三二）

###### 三

フルオロメタン（別名ＨＦＣ―四一）

###### 四

一・一・一・二・二―ペンタフルオロエタン（別名ＨＦＣ―一二五）

###### 五

一・一・二・二―テトラフルオロエタン（別名ＨＦＣ―一三四）

###### 六

一・一・一・二―テトラフルオロエタン（別名ＨＦＣ―一三四ａ）

###### 七

一・一・二―トリフルオロエタン（別名ＨＦＣ―一四三）

###### 八

一・一・一―トリフルオロエタン（別名ＨＦＣ―一四三ａ）

###### 九

一・二―ジフルオロエタン（別名ＨＦＣ―一五二）

###### 十

一・一―ジフルオロエタン（別名ＨＦＣ―一五二ａ）

###### 十一

フルオロエタン（別名ＨＦＣ―一六一）

###### 十二

一・一・一・二・三・三・三―ヘプタフルオロプロパン（別名ＨＦＣ―二二七ｅａ）

###### 十三

一・一・一・三・三・三―ヘキサフルオロプロパン（別名ＨＦＣ―二三六ｆａ）

###### 十四

一・一・一・二・三・三―ヘキサフルオロプロパン（別名ＨＦＣ―二三六ｅａ）

###### 十五

一・一・一・二・二・三―ヘキサフルオロプロパン（別名ＨＦＣ―二三六ｃｂ）

###### 十六

一・一・二・二・三―ペンタフルオロプロパン（別名ＨＦＣ―二四五ｃａ）

###### 十七

一・一・一・三・三―ペンタフルオロプロパン（別名ＨＦＣ―二四五ｆａ）

###### 十八

一・一・一・三・三―ペンタフルオロブタン（別名ＨＦＣ―三六五ｍｆｃ）

###### 十九

一・一・一・二・三・四・四・五・五・五―デカフルオロペンタン（別名ＨＦＣ―四三―一〇ｍｅｅ）

#### 第二条（温室効果ガスたるパーフルオロカーボン）

法第二条第三項第五号の政令で定めるパーフルオロカーボンは、次に掲げるとおりとする。

###### 一

パーフルオロメタン（別名ＰＦＣ―一四）

###### 二

パーフルオロエタン（別名ＰＦＣ―一一六）

###### 三

パーフルオロプロパン（別名ＰＦＣ―二一八）

###### 四

パーフルオロシクロプロパン

###### 五

パーフルオロブタン（別名ＰＦＣ―三一―一〇）

###### 六

パーフルオロシクロブタン（別名ＰＦＣ―ｃ三一八）

###### 七

パーフルオロペンタン（別名ＰＦＣ―四一―一二）

###### 八

パーフルオロヘキサン（別名ＰＦＣ―五一―一四）

###### 九

パーフルオロデカリン（別名ＰＦＣ―九一―一八）

#### 第三条（温室効果ガス総排出量に係る温室効果ガスの排出量の算定方法）

法第二条第五項の政令で定める方法は、次の各号に掲げる温室効果ガスである物質の区分に応じ、当該各号に定める方法とする。

###### 一

二酸化炭素

###### 二

メタン

###### 三

一酸化二窒素

###### 四

第一条各号に掲げるハイドロフルオロカーボン

###### 五

前条各号に掲げるパーフルオロカーボン

###### 六

六ふっ化硫黄

##### ２

政府並びに都道府県及び市町村は、その事務及び事業に係る温室効果ガスの排出量の実測等に基づき、前項各号の係数に相当する係数で当該温室効果ガスの排出の程度又は燃料の発熱の程度を示すものとして適切と認められるものを求めることができるときは、同項の規定にかかわらず、同項各号（第一号ロを除く。）の係数に代えて、当該実測等に基づく係数を用いて、法第二十条第一項の政府実行計画又は法第二十一条第一項の地方公共団体実行計画に係る温室効果ガス総排出量を算定することができる。

#### 第四条（地球温暖化係数）

法第二条第五項の政令で定める地球温暖化係数は、次の各号に掲げる温室効果ガスの区分に応じ、当該各号に定める係数とする。

###### 一

二酸化炭素

###### 二

メタン

###### 三

一酸化二窒素

###### 四

トリフルオロメタン

###### 五

ジフルオロメタン

###### 六

フルオロメタン

###### 七

一・一・一・二・二―ペンタフルオロエタン

###### 八

一・一・二・二―テトラフルオロエタン

###### 九

一・一・一・二―テトラフルオロエタン

###### 十

一・一・二―トリフルオロエタン

###### 十一

一・一・一―トリフルオロエタン

###### 十二

一・二―ジフルオロエタン

###### 十三

一・一―ジフルオロエタン

###### 十四

フルオロエタン

###### 十五

一・一・一・二・三・三・三―ヘプタフルオロプロパン

###### 十六

一・一・一・三・三・三―ヘキサフルオロプロパン

###### 十七

一・一・一・二・三・三―ヘキサフルオロプロパン

###### 十八

一・一・一・二・二・三―ヘキサフルオロプロパン

###### 十九

一・一・二・二・三―ペンタフルオロプロパン

###### 二十

一・一・一・三・三―ペンタフルオロプロパン

###### 二十一

一・一・一・三・三―ペンタフルオロブタン

###### 二十二

一・一・一・二・三・四・四・五・五・五―デカフルオロペンタン

###### 二十三

パーフルオロメタン

###### 二十四

パーフルオロエタン

###### 二十五

パーフルオロプロパン

###### 二十六

パーフルオロシクロプロパン

###### 二十七

パーフルオロブタン

###### 二十八

パーフルオロシクロブタン

###### 二十九

パーフルオロペンタン

###### 三十

パーフルオロヘキサン

###### 三十一

パーフルオロデカリン

###### 三十二

六ふっ化硫黄

###### 三十三

三ふっ化窒素

## 第二章　温室効果ガス算定排出量の報告

#### 第五条（特定排出者）

法第二十六条第一項（同条第二項の規定により適用する場合を含む。以下同じ。）の政令で定める者（以下「特定排出者」という。）は、次に掲げる者（第十号から第十六号までに掲げる者にあっては、常時使用する従業員の数が二十一人以上である者に限る。）とする。

###### 一

事業所を設置している者であって、その設置している全ての事業所（その者が法第二十六条第二項に規定する連鎖化事業者である場合にあっては、その同項に規定する加盟者が同項に規定する連鎖化事業に係る事業所として設置しているものを含む。次条において同じ。）の原油換算エネルギー使用量（エネルギーの使用の合理化等に関する法律施行令（昭和五十四年政令第二百六十七号。以下「省エネルギー令」という。）第二条第二項に規定する原油換算エネルギー使用量をいう。以下同じ。）の合計量が千五百キロリットル以上であるもの

###### 二

エネルギーの使用の合理化等に関する法律（昭和五十四年法律第四十九号。以下この条において「省エネルギー法」という。）第百一条第二項に規定する特定貨物輸送事業者

###### 三

省エネルギー法第百九条第二項に規定する特定荷主

###### 四

省エネルギー法第百十三条第二項に規定する認定管理統括荷主（第八条第四項において単に「認定管理統括荷主」という。）であって、貨物輸送事業者（省エネルギー法第九十九条第一項に規定する貨物輸送事業者をいう。次号において同じ。）に輸送させる貨物の年度の輸送量（省エネルギー令第十二条第一項で定めるところにより算定した貨物の年度の輸送量をいう。同号において同じ。）が三千万トンキロ以上であるもの

###### 五

省エネルギー法第百十三条第二項第二号に規定する管理関係荷主（第八条第七項において単に「管理関係荷主」という。）であって、貨物輸送事業者に輸送させる貨物の年度の輸送量が三千万トンキロ以上であるもの

###### 六

省エネルギー法第百二十五条第二項に規定する特定旅客輸送事業者

###### 七

省エネルギー法第百三十条第二項に規定する認定管理統括貨客輸送事業者（第八条第三項において単に「認定管理統括貨客輸送事業者」という。）であって、輸送能力の合計（省エネルギー令第十五条第一項で定める輸送能力の合計をいう。次号において同じ。）が三百両以上であるもの

###### 八

省エネルギー法第百三十条第二項第二号に規定する管理関係貨客輸送事業者（第八条第八項において単に「管理関係貨客輸送事業者」という。）であって、輸送能力の合計が三百両以上であるもの

###### 九

省エネルギー法第百三十九条第三項に規定する特定航空輸送事業者

###### 十

二酸化炭素（エネルギー（省エネルギー法第二条第一項に規定するエネルギーをいう。以下同じ。）の使用に伴って発生するものを除く。以下この号において同じ。）の排出を伴う事業活動（国又は地方公共団体の事務及び事業を含む。以下同じ。）として別表第七の中欄に掲げるものを行う者であって、同表の中欄に掲げる事業活動の区分に応じ同表の下欄に掲げる量を合算する方法により算定される二酸化炭素の排出量に一を乗じて得た量が三千トン以上であるもの

###### 十一

メタンの排出を伴う事業活動として別表第八の中欄に掲げるものを行う者であって、同表の中欄に掲げる事業活動の区分に応じ同表の下欄に掲げる量を合算する方法により算定されるメタンの排出量に二十五を乗じて得た量が三千トン以上であるもの

###### 十二

一酸化二窒素の排出を伴う事業活動として別表第九の中欄に掲げるものを行う者であって、同表の中欄に掲げる事業活動の区分に応じ同表の下欄に掲げる量を合算する方法により算定される一酸化二窒素の排出量に二百九十八を乗じて得た量が三千トン以上であるもの

###### 十三

第一条各号に掲げるハイドロフルオロカーボンの排出を伴う事業活動として別表第十の中欄に掲げるものを行う者であって、同表の中欄に掲げる事業活動の区分に応じ同表の下欄に掲げる量を合算する方法により算定される当該ハイドロフルオロカーボンの排出量に前条第四号から第二十二号までに掲げるハイドロフルオロカーボンの区分に応じそれぞれ同条第四号から第二十二号までに定める係数を乗じて得た量の合計量が三千トン以上であるもの

###### 十四

第二条各号に掲げるパーフルオロカーボンの排出を伴う事業活動として別表第十一の中欄に掲げるものを行う者であって、同表の中欄に掲げる事業活動の区分に応じ同表の下欄に掲げる量を合算する方法により算定される当該パーフルオロカーボンの排出量に前条第二十三号から第三十一号までに掲げるパーフルオロカーボンの区分に応じそれぞれ同条第二十三号から第三十一号までに定める係数を乗じて得た量の合計量が三千トン以上であるもの

###### 十五

六ふっ化硫黄の排出を伴う事業活動として別表第十二の中欄に掲げるものを行う者であって、同表の中欄に掲げる事業活動の区分に応じ同表の下欄に掲げる量を合算する方法により算定される六ふっ化硫黄の排出量に二万二千八百を乗じて得た量が三千トン以上であるもの

###### 十六

三ふっ化窒素の排出を伴う事業活動として別表第十三の中欄に掲げるものを行う者であって、同表の中欄に掲げる事業活動の区分に応じ同表の下欄に掲げる量を合算する方法により算定される三ふっ化窒素の排出量に一万七千二百を乗じて得た量が三千トン以上であるもの

#### 第六条（法第二十六条第一項の政令で定める規模以上の事業所）

法第二十六条第一項の政令で定める規模以上の事業所は、次に掲げる事業所とする。

###### 一

前条第一号に掲げる者が設置している事業所のうち、原油換算エネルギー使用量が千五百キロリットル以上であるもの

###### 二

前条第十号に掲げる者が設置している事業所のうち、別表第七の中欄に掲げる事業活動の区分に応じ同表の下欄に掲げる量を合算する方法により算定される二酸化炭素（エネルギーの使用に伴って発生するものを除く。）の排出量に一を乗じて得た量が三千トン以上であるもの

###### 三

前条第十一号に掲げる者が設置している事業所のうち、別表第八の中欄に掲げる事業活動の区分に応じ同表の下欄に掲げる量を合算する方法により算定されるメタンの排出量に二十五を乗じて得た量が三千トン以上であるもの

###### 四

前条第十二号に掲げる者が設置している事業所のうち、別表第九の中欄に掲げる事業活動の区分に応じ同表の下欄に掲げる量を合算する方法により算定される一酸化二窒素の排出量に二百九十八を乗じて得た量が三千トン以上であるもの

###### 五

前条第十三号に掲げる者が設置している事業所のうち、別表第十の中欄に掲げる事業活動の区分に応じ同表の下欄に掲げる量を合算する方法により算定される第一条各号に掲げるハイドロフルオロカーボンの排出量に第四条第四号から第二十二号までに掲げるハイドロフルオロカーボンの区分に応じそれぞれ同条第四号から第二十二号までに定める係数を乗じて得た量の合計量が三千トン以上であるもの

###### 六

前条第十四号に掲げる者が設置している事業所のうち、別表第十一の中欄に掲げる事業活動の区分に応じ同表の下欄に掲げる量を合算する方法により算定される第二条各号に掲げるパーフルオロカーボンの排出量に第四条第二十三号から第三十一号までに掲げるパーフルオロカーボンの区分に応じそれぞれ同条第二十三号から第三十一号までに定める係数を乗じて得た量の合計量が三千トン以上であるもの

###### 七

前条第十五号に掲げる者が設置している事業所のうち、別表第十二の中欄に掲げる事業活動の区分に応じ同表の下欄に掲げる量を合算する方法により算定される六ふっ化硫黄の排出量に二万二千八百を乗じて得た量が三千トン以上であるもの

###### 八

前条第十六号に掲げる者が設置している事業所のうち、別表第十三の中欄に掲げる事業活動の区分に応じ同表の下欄に掲げる量を合算する方法により算定される三ふっ化窒素の排出量に一万七千二百を乗じて得た量が三千トン以上であるもの

#### 第七条（特定排出者の事業活動に伴う温室効果ガスの排出量の算定方法）

法第二十六条第三項の政令で定める方法は、次の各号に掲げる温室効果ガスである物質の区分に応じ、当該各号に定める方法とする。

###### 一

エネルギーの使用に伴って発生する二酸化炭素

###### 二

二酸化炭素（前号に掲げるものを除く。）

###### 三

メタン

###### 四

一酸化二窒素

###### 五

第一条各号に掲げるハイドロフルオロカーボン

###### 六

第二条各号に掲げるパーフルオロカーボン

###### 七

六ふっ化硫黄

###### 八

三ふっ化窒素

##### ２

特定排出者は、その事業活動に伴う前項各号に掲げる物質の排出量を実測その他環境省令・経済産業省令で定める方法により算定することができるときは、同項の規定にかかわらず、同項各号（第一号イ（２）及びロ（２）を除く。）に掲げる方法に代えて、当該実測その他環境省令・経済産業省令で定める方法を用いて、法第二十六条第三項の温室効果ガス算定排出量を算定することができる。

#### 第八条（法の規定の適用に係る技術的読替え）

法第三十四条第一項の規定によりエネルギーの使用の合理化等に関する法律第十六条第一項（同法第四十八条第一項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）、同法第二十七条第一項（同法第四十八条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）又は同法第三十八条第一項（同法第四十八条第三項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定による報告のうち二酸化炭素の排出量に係る事項に関する部分（同法第二十九条第二項に規定する認定管理統括事業者（次項において単に「認定管理統括事業者」という。）にあっては、当該者に係る部分に限る。）がエネルギーの使用に伴って発生する二酸化炭素の排出量についての法第二十六条第一項の規定による報告とみなされる場合における法第二十六条から第三十三条まで、第六十三条及び第六十五条の規定の適用については、法第三十四条第一項に定めるほか、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

##### ２

法第三十四条第一項の規定によりエネルギーの使用の合理化等に関する法律第八十条第三項、第八十一条第三項又は第八十二条第三項の規定による報告のうち二酸化炭素の排出量に係る事項に関する部分（認定管理統括事業者にあっては、当該者に係る部分に限る。）がエネルギーの使用に伴って発生する二酸化炭素の排出量についての法第二十六条第一項の規定による報告とみなされる場合における法第二十六条から第三十三条まで、第六十三条及び第六十五条の規定の適用については、法第三十四条第一項に定めるほか、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

##### ３

法第三十四条第一項の規定によりエネルギーの使用の合理化等に関する法律第百三条第一項（同法第百三十六条第一項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）、同法第百二十七条第一項（同法第百三十六条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）、同法第百三十二条第一項（同法第百三十六条第三項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）又は同法第百四十一条第一項の規定による報告のうち二酸化炭素の排出量に係る事項に関する部分（認定管理統括貨客輸送事業者にあっては、当該者に係る部分に限る。）がエネルギーの使用に伴って発生する二酸化炭素の排出量についての法第二十六条第一項の規定による報告とみなされる場合における法第二十六条から第三十三条まで、第六十三条及び第六十五条の規定の適用については、法第三十四条第一項に定めるほか、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

##### ４

法第三十四条第一項の規定によりエネルギーの使用の合理化等に関する法律第百十一条第一項（同法第百十九条第一項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）又は同法第百十五条第一項（同法第百十九条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定による報告のうち二酸化炭素の排出量に係る事項に関する部分（認定管理統括荷主にあっては、当該者に係る部分に限る。）がエネルギーの使用に伴って発生する二酸化炭素の排出量についての法第二十六条第一項の規定による報告とみなされる場合における法第二十六条から第三十三条まで、第六十三条及び第六十五条の規定の適用については、法第三十四条第一項に定めるほか、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

##### ５

法第三十四条第二項の規定によりエネルギーの使用の合理化等に関する法律第三十八条第一項（同法第四十八条第三項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定による報告のうち同法第二十九条第二項第二号に規定する管理関係事業者（次項において単に「管理関係事業者」という。）であって特定排出者であるものの二酸化炭素の排出量に係る事項に関する部分が当該者のエネルギーの使用に伴って発生する二酸化炭素の排出量についての法第二十六条第一項の規定による報告とみなされる場合における法第二十六条から第三十三条まで、第六十三条及び第六十五条の規定の適用については、法第三十四条第二項に定めるほか、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

##### ６

法第三十四条第二項の規定によりエネルギーの使用の合理化等に関する法律第八十二条第三項の規定による報告のうち管理関係事業者であって特定排出者であるものの二酸化炭素の排出量に係る事項に関する部分が当該者のエネルギーの使用に伴って発生する二酸化炭素の排出量についての法第二十六条第一項の規定による報告とみなされる場合における法第二十六条から第三十三条まで、第六十三条及び第六十五条の規定の適用については、法第三十四条第二項に定めるほか、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

##### ７

法第三十四条第二項の規定によりエネルギーの使用の合理化等に関する法律第百十五条第一項（同法第百十九条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定による報告のうち管理関係荷主であって特定排出者であるものの二酸化炭素の排出量に係る事項に関する部分が当該者のエネルギーの使用に伴って発生する二酸化炭素の排出量についての法第二十六条第一項の規定による報告とみなされる場合における法第二十六条から第三十三条まで、第六十三条及び第六十五条の規定の適用については、法第三十四条第二項に定めるほか、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

##### ８

法第三十四条第二項の規定によりエネルギーの使用の合理化等に関する法律第百三十二条第一項（同法第百三十六条第三項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定による報告のうち管理関係貨客輸送事業者であって特定排出者であるものの二酸化炭素の排出量に係る事項に関する部分が当該者のエネルギーの使用に伴って発生する二酸化炭素の排出量についての法第二十六条第一項の規定による報告とみなされる場合における法第二十六条から第三十三条まで、第六十三条及び第六十五条の規定の適用については、法第三十四条第二項に定めるほか、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

## 第三章　割当量口座簿等

#### 第九条（割当量口座簿の記録事項）

法第四十五条第三項第四号の政令で定める事項は、算定割当量についての処分の制限に関する事項とする。

#### 第十条（信託の記録の申請）

法第五十二条の記録（以下「信託の記録」という。）は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める者の環境大臣及び経済産業大臣に対する申請により行う。

###### 一

信託の委託者（以下「委託者」という。）から信託の受託者（以下「受託者」という。）への算定割当量の移転により当該算定割当量が信託財産に属することとなる場合

###### 二

受託者の変更により信託財産に属する算定割当量が信託法（平成十八年法律第百八号）第六十二条第一項に規定する新受託者（以下「新受託者」という。）に移転することとなる場合

###### 三

前二号に掲げる場合以外の場合

##### ２

前項の申請をする者は、当該申請において、環境省令・経済産業省令で定めるところにより、次に掲げる事項を示さなければならない。

###### 一

受託者又は新受託者の管理口座

###### 二

当該申請に係る算定割当量の種別ごとの数量及び識別番号

###### 三

委託者、受託者及び信託の受益者（以下「受益者」という。）の氏名又は名称及び住所又は居所

###### 四

受益者の指定に関する条件又は受益者を定める方法の定めがあるときは、その定め

###### 五

信託管理人があるときは、その氏名又は名称及び住所又は居所

###### 六

受益者代理人があるときは、その氏名又は名称及び住所又は居所

###### 七

信託法第百八十五条第三項に規定する受益証券発行信託であるときは、その旨

###### 八

信託法第二百五十八条第一項に規定する受益者の定めのない信託であるときは、その旨

###### 九

公益信託ニ関スル法律（大正十一年法律第六十二号）第一条に規定する公益信託であるときは、その旨

###### 十

信託の目的

###### 十一

信託財産の管理の方法

###### 十二

信託の終了の事由

###### 十三

その他の信託の条項

##### ３

第一項の申請において、前項第四号から第八号までに掲げる事項のいずれかを示したときは、同項第三号の受益者（同項第六号に掲げる事項を示した場合にあっては、当該受益者代理人が代理する受益者に限る。）の氏名又は名称及び住所又は居所を示すことを要しない。

##### ４

環境大臣及び経済産業大臣は、第一項の申請があった場合には、法第四十五条第三項第三号の信託財産である旨の記録として、第二項第二号から第十三号までに掲げる事項を記録するものとする。

#### 第十一条（代位による申請）

前条第一項第三号に掲げる場合においては、受益者又は委託者は、受託者に代位して信託の記録を申請することができる。

##### ２

受益者又は委託者は、前項の規定による申請をするときは、当該申請において、受託者の名称及び住所並びに代位の原因を示し、かつ、当該代位の原因及び当該申請に係る算定割当量が信託財産に属することを証明する資料を提出しなければならない。

#### 第十二条（同時申請）

第十条第一項第一号に掲げる場合においては、信託の記録の申請は、同号に規定する移転に係る算定割当量の振替の申請と同時にしなければならない。

#### 第十三条（信託の記録の抹消の申請）

信託の記録の抹消は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める者の環境大臣及び経済産業大臣に対する申請により行う。

###### 一

算定割当量の移転により当該算定割当量が信託財産に属さないこととなる場合

###### 二

受託者の変更により信託財産に属する算定割当量が新受託者に移転することとなる場合

###### 三

算定割当量を固有財産に帰属させることにより当該算定割当量が信託財産に属さないこととなる場合

##### ２

前項の申請をする者は、当該申請において、環境省令・経済産業省令で定めるところにより、次に掲げる事項を示さなければならない。

###### 一

受託者又は前受託者の管理口座

###### 二

当該申請に係る算定割当量の種別ごとの数量及び識別番号

#### 第十四条（同時申請）

前条第一項第一号に掲げる場合においては、信託の記録の抹消の申請は、同号に規定する移転に係る算定割当量の振替の申請と同時にしなければならない。

#### 第十五条（受託者の変更）

受託者の変更があった場合においては、前受託者は、環境省令・経済産業省令で定めるところにより、信託財産に属する算定割当量について新受託者への移転に係る振替の申請（以下この条において「算定割当量振替申請」という。）をするのと同時に、当該算定割当量について、第十条第一項第二号及び第十三条第一項第二号の規定による申請（以下この条において「受託者変更記録等申請」という。）をしなければならない。

##### ２

信託法第五十六条第一項第三号、第四号若しくは第六号又は公益信託ニ関スル法律第八条の規定による受託者の任務の終了及び受託者の変更があった場合においては、新受託者も、算定割当量振替申請及び受託者変更記録等申請をすることができる。

##### ３

前項の場合においては、第一項後段の規定を準用する。

#### 第十六条（嘱託による信託の記録の変更）

裁判所書記官は、受託者の解任の裁判があったとき、又は信託管理人若しくは受益者代理人の選任若しくは解任の裁判があったときは、職権で、遅滞なく、信託の記録の変更を環境大臣及び経済産業大臣に嘱託するものとする。

#### 第十七条

主務官庁（その権限の委任を受けた国に所属する行政庁及びその権限に属する事務を処理する都道府県の執行機関を含む。以下同じ。）は、受託者を解任したとき、又は信託管理人若しくは受益者代理人を選任し、若しくは解任したときは、遅滞なく、信託の記録の変更を環境大臣及び経済産業大臣に嘱託するものとする。

#### 第十八条

裁判所書記官は、信託の変更を命ずる裁判があったときは、職権で、遅滞なく、信託の記録の変更を環境大臣及び経済産業大臣に嘱託するものとする。

##### ２

主務官庁は、信託の変更を命じたときは、遅滞なく、信託の記録の変更を環境大臣及び経済産業大臣に嘱託するものとする。

#### 第十九条（信託の記録の変更の申請）

前三条に規定するもののほか、第十条第二項第三号から第十三号までに掲げる事項について変更があったときは、受託者は、環境省令・経済産業省令で定めるところにより、遅滞なく、信託の記録の変更を申請しなければならない。

## 第四章　雑則

#### 第二十条（手数料の額等）

法第六十二条各号に掲げる者が同条の規定により納付しなければならない手数料の額は、次の各号に掲げる者の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

###### 一

法第三十条第一項のファイル記録事項の開示を受ける者

###### 二

法第四十六条第三項の管理口座の開設の申請をする者

###### 三

法第四十八条第二項の振替の申請をする者

###### 四

法第五十五条の書面の交付を請求する者

##### ２

前項各号で定める手数料は、申請書（同項第一号に掲げる者にあっては、法第三十条第二項各号に掲げる事項を記載した書面）に収入印紙を貼って納付しなければならない。

##### ３

第一項第一号に掲げる者は、手数料のほか送付に要する費用を納付して、ファイル記録事項の写しの送付を求めることができる。

##### ４

環境大臣及び経済産業大臣は、第一項第三号に掲げる者が国の管理口座に無償で算定割当量を移転する場合には、環境省令・経済産業省令で定めるところにより、当該振替の申請に係る法第六十二条の手数料を免除することができる。

#### 第二十一条（磁気ディスクによる報告等の方法）

磁気ディスク（フレキシブルディスクカートリッジ及び光ディスクをいう。以下同じ。）により法第二十六条第一項の規定による報告、法第二十七条第一項若しくは第三十条第一項（法第三十二条第六項において準用する場合を含む。）の請求又は法第三十二条第一項の規定による提供（以下この条において「報告等」という。）をしようとする者は、主務省令で定めるところにより、当該報告等に係る事項を記録した磁気ディスクを提出することにより、これをしなければならない。

#### 第二十二条（磁気ディスクによる開示の方法）

主務大臣は、磁気ディスクにより法第三十一条（法第三十二条第六項において準用する場合を含む。）の規定による開示を行うときは、法第三十条第一項（法第三十二条第六項において準用する場合を含む。）の請求をした者に対し、ファイル記録事項のうち、当該請求に係る事項を磁気ディスクに複写したものの交付をしなければならない。

#### 第二十三条（財務局長等への権限の委任）

法第六十五条第三項の規定により金融庁長官に委任された権限のうち、次の表の上欄に掲げる規定に基づくものについては、同欄に掲げる規定の区分に応じ、それぞれ同表の中欄に掲げる区域又は場所を管轄する同表の下欄に掲げる財務局長又は福岡財務支局長に委任するものとする。

# 附　則

この政令は、法の施行の日（平成十一年四月八日）から施行する。

# 附　則（平成一四年一二月二六日政令第三九六号）

この政令は、気候変動に関する国際連合枠組条約の京都議定書が日本国について効力を生ずる日から施行する。

# 附　則（平成一八年三月二九日政令第八八号）

この政令は、平成十八年四月一日から施行する。

##### ２

この政令による改正後の地球温暖化対策の推進に関する法律施行令第五条第七号及び第八号並びに第六条第一項第三号及び第四号の規定の適用については、この政令の施行の日から四年を経過する日までの間においては、これらの規定中「掲げる量」とあるのは、「掲げる量（同表の五の項の下欄のイに掲げる量を除く。）」とする。

# 附　則（平成一八年一二月二二日政令第三九七号）

この政令は、地球温暖化対策の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行の日（平成十九年三月一日）から施行する。

# 附　則（平成一九年七月一三日政令第二〇七号）

この政令は、信託法の施行の日から施行する。

# 附　則（平成二〇年六月一三日政令第一九五号）

この政令は、公布の日から施行する。

# 附　則（平成二一年三月一八日政令第四〇号）

この政令は、平成二十二年四月一日から施行する。

# 附　則（平成二一年三月三一日政令第八六号）

この政令は、平成二十一年四月一日から施行する。

##### ２

この政令による改正後の地球温暖化対策の推進に関する法律施行令第五条の二第三号及び第四号の規定の適用については、平成二十二年三月三十一日までの間においては、これらの規定中「掲げる量」とあるのは、「掲げる量（同表の五の項の下欄のイに掲げる量を除く。）」とする。

# 附　則（平成二二年三月三日政令第二〇号）

この政令は、平成二十二年四月一日から施行する。

##### ２

この政令による改正後の別表第八の規定は、平成二十二年度以降において報告すべき地球温暖化対策の推進に関する法律第二十一条の二第三項に規定する温室効果ガス算定排出量について適用する。

# 附　則（平成二五年一二月二七日政令第三七〇号）

この政令は、エネルギーの使用の合理化に関する法律の一部を改正する等の法律の施行の日（平成二十六年四月一日）から施行する。

# 附　則（平成二七年一月三〇日政令第三〇号）

#### 第一条（施行期日）

この政令は、地方自治法の一部を改正する法律（次条において「改正法」という。）の施行の日（平成二十八年四月一日）から施行する。

#### 第十三条（地球温暖化対策の推進に関する法律施行令の一部改正に伴う経過措置）

施行時特例市に対する第三十二条の規定による改正後の地球温暖化対策の推進に関する法律施行令第二十二条の規定の適用については、同条の表法第二十条の四第三項の項中「若しくは同法」とあるのは「、同法」と、「中核市」とあるのは「中核市若しくは地方自治法の一部を改正する法律（平成二十六年法律第四十二号）附則第二条に規定する施行時特例市」とする。

# 附　則（平成二七年三月三一日政令第一三五号）

この政令は、平成二十七年四月一日から施行する。

##### ２

地球温暖化対策の推進に関する法律第二十一条の二の規定により平成二十七年度において報告すべき同条第三項に規定する温室効果ガス算定排出量に関する報告については、なお従前の例による。

# 附　則（平成二八年二月一七日政令第四三号）

#### 第一条（施行期日）

この政令は、改正法施行日（平成二十八年四月一日）から施行する。

# 附　則（平成二八年五月二七日政令第二三一号）

この政令は、公布の日から施行する。

# 附　則（平成三〇年一一月三〇日政令第三二九号）

この政令は、エネルギーの使用の合理化等に関する法律の一部を改正する法律の施行の日（平成三十年十二月一日）から施行する。

# 附　則（令和元年六月二八日政令第四四号）

#### 第一条（施行期日）

この政令は、不正競争防止法等の一部を改正する法律の施行の日（令和元年七月一日）から施行する。

# 附　則（令和元年一二月一三日政令第一八三号）

#### 第一条（施行期日）

この政令は、情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るための行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律等の一部を改正する法律（次条において「改正法」という。）の施行の日（令和元年十二月十六日）から施行する。